

衆議院安全保障委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月10日（木）、第2回の委員会が開かれました。

1 国の安全保障に関する件

- ・ 林外務大臣、岸防衛大臣、木原内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者） 國場幸之助君（自民）、篠原豪君（立民）、伊藤俊輔君（立民）、新垣邦男君（立民）、岩谷良平君（維新）、美延映夫君（維新）、赤嶺政賢君（共産）、斎藤アレックス君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

國場幸之助君（自民）

- （1） ロシアのウクライナ侵攻から我が国が得る教訓及び備えについての岸防衛大臣及び林外務大臣の見解
- （2） 我が国の国家安全保障戦略見直しに向けた日本の国是として変わらない部分への考え方
- （3） 日中防衛当局間の海空連絡メカニズムに基づくホットライン開設が遅延している理由
- （4） 最も偶発的な衝突が懸念される尖閣諸島を含む海域においてこそ、中国海警局と海上保安庁間の海空連絡メカニズムの適用が必要であるとの考えに対する見解
- （5） 西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）の本年の議長国である我が国が海上衝突回避規範（CUES）の法制化等に取り組むことが世界平和に貢献する道であるとの考えに対する見解
- （6） 日中共同声明に基づく我が国の台湾との関係及びバイデン米大統領の一連の発言等を踏まえた、台湾海峡の安定及び国際社会と連携した抑止力の維持に向けた我が国の取組
- （7） 台湾有事の際の邦人保護に向けた自治体との危機意識の共有並びに国・地方間の情報及び対策の連携に対する見解
- （8） 2035年がロシア人が北方領土を占拠して90年目で日本人が北方領土に居住していた期間と同じになる中でのウクライナ情勢を踏まえた北方領土返還に向けた今後の見通し

篠原豪君（立民）

- （1） ロシアによるウクライナ侵攻
 - ア ロシアが抱くNATO脅威論、1994年のブダペスト覚書及び1997年のNATOとロシアとの間の協力関係を定めた基本文書に対する林外務大臣の認識
 - イ ロシアが軍事侵攻を行った理由についての林外務大臣の見解
 - ウ プーチン露大統領が国内で追い詰められ情報統制を強めたとの考えに対する外務省の見解
 - エ プーチン露大統領が欧米による制裁を覚悟の上で軍事侵攻に踏み切った要因及びその要因が2021年8月のアフガニスタン撤退で示された米国の二正面作戦遂行能力の喪失であるとの指摘に対する外務省の見解
 - オ SWIFT（国際銀行間通信協会）からロシアを締め出すなどとする欧米諸国の共同声明にある「この侵攻をロシアにとっての『戦略的失敗』にさせる」と評価するための基準
 - カ 我が国がロシアに科している経済制裁の出口戦略
 - キ バイデン米大統領が発表したロシア産原油の禁輸を含むエネルギー分野に対する制裁を踏まえた我が国の対応
- （2） プーチン露大統領の核兵器に関する発言がロシアの戦略原潜の拠点となっているオホーツク海周辺の安全保障環境に与える影響に対する岸防衛大臣の認識

伊藤俊輔君（立民）

- (1) サイバー領域をめぐる対応
 - ア 防衛省・自衛隊に対するサイバー攻撃の件数、被害状況及びその攻撃元
 - イ サイバー領域における人材、予算等の現状及び課題についての認識並びに今後の対策
 - ウ 英国のシンクタンク国際戦略研究所の各国サイバー能力に関する報告書(2021年6月28日発表)で我が国への評価が3段階で最も低い第3グループに位置付けられたことに対する防衛省の見解
 - エ 衆議院本会議(令和4年3月8日)における「取り得る全ての有効な手段と能力を活用し、断固たる対応を取る」との答弁の具体的内容
 - オ サイバー事案発生時における内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)の具体的な対処及び同センターが対処不能の場合の代替組織
 - カ NISCにおけるサイバー防衛に関する実務の内容
 - キ サイバーセキュリティ全体の各省横断的な全体の防衛組織・体制をつくる必要性
- (2) 2021年8月のアフガニスタンにおける在外邦人等輸送事案に関する我が国の対応
 - ア 2013年のアルジェリアにおける在外邦人等輸送では政府内の検証委員会が設置された一方、本案では検証組織を設置しない理由
 - イ 本案に対する政府内の評価及び適切な検証を行う必要性
 - ウ 衆議院本会議(令和4年3月8日)における松野内閣官房長官の答弁の中の「不断の検討」の意味及びその検討結果の公表の可否
- (3) 台湾有事の際の非戦闘員退避に関する各種訓練及び地域住民等との情報共有の現状

新垣邦男君(立民)

嘉手納飛行場及び普天間飛行場の騒音・悪臭問題

- ア 両飛行場の騒音・悪臭の現状・実情についての林外務大臣及び岸防衛大臣の把握状況
- イ 屋良地区に隣接する嘉手納飛行場の旧駐機場「パパーループ」において騒音・悪臭対策が講じられていない原因についての防衛省の見解
- ウ 両飛行場における外来機の飛来状況、飛行経路及び騒音の発生状況についての防衛省の把握の有無
- エ 両飛行場における騒音の発生回数
- オ 沖縄県内における国又は地元自治体による航空機騒音測定装置の設置数及びその費用の負担元
- カ 米軍基地が所在しないが騒音問題が発生している市町村に対する国による航空機騒音測定装置の設置の可否
- キ 1996年3月に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」(騒音防止協定)が国際約束に該当するか否かについての外務省の見解
- ケ 国際約束である日米地位協定の環境補足協定及び軍属に関する補足協定の法的拘束力についての外務省の見解
- コ 騒音防止協定を法的拘束力のある国際約束として締結する必要性についての林外務大臣及び岸防衛大臣の見解

岩谷良平君(維新)

- (1) 日本維新の会「ロシアによるウクライナ侵略に関する緊急提言」(令和4年3月3日)で提案した我が国の外交防衛インテリジェンスの抜本的な強化に対する岸防衛大臣の見解
- (2) 同提言で示した、ウクライナ危機の教訓を踏まえ、従来の枠組みに囚われない防衛費の増額に対する岸防衛大臣の見解
- (3) 我が国の国家安全保障戦略の改定に当たり中国の超限戦への対応も盛り込むことの必要性

- (4) 武力攻撃発生時の住民避難
 - ア 民間空港及び自衛隊施設が武力攻撃を受けた場合の地方自治体レベルでの備え
 - イ 国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）で努力義務とされた「避難実施要領のパターン」を作成している市町村の数
 - ウ 市町村による「避難実施要領のパターン」の作成を義務化又は強く推奨する必要性
 - エ 都道府県又は市町村の国民保護協議会のメンバーに自衛隊員を積極的に任命する必要性
- (5) 自衛隊による在外邦人等の輸送
 - ア 今般の在外邦人等の輸送要件の見直しで輸送対象者とならず、同乗者となった外国人についても積極的に輸送機で退避させる必要性についての岸防衛大臣の見解
 - イ 現地に到着した際に輸送対象者が退避後であった場合、出国を希望する輸送対象者でない外国人がいても輸送機に搭乗させずに帰路に就く可能性

美延映夫君（維新）

- (1) 航空自衛隊F-15戦闘機の墜落事故
 - ア 同事故についての岸防衛大臣の所見
 - イ 防衛省の事故調査委員会による原因究明等の調査及び機体の回収作業の進捗状況
 - ウ 殉職自衛官には叙位・叙勲を行うべきとの考えに対する岸防衛大臣の見解
 - エ 悪天候下での訓練飛行が事故を誘発した可能性についての防衛省の見解
- (2) 中途退職者が増加し入隊志願者が減少する現状とそれを作り出している自衛隊の労働環境及び組織文化に対する防衛省の見解
- (3) 令和 4 年 3 月 8 日付の防衛装備移転三原則の運用指針の改定内容
- (4) ロシア航空機の我が国領空の飛行を禁止する措置の必要性に対する林外務大臣の見解

赤嶺政賢君（共産）

ウクライナへの自衛隊防衛装備品等の提供

- ア 令和 4 年 3 月 8 日に、国家安全保障会議等を踏まえ、防弾チョッキを含む装備品等のウクライナへの提供を決定するに至った経緯及び事実関係
- イ 現行の防衛装備移転三原則の閣議決定当時に行われた「国際協力及び我が国の安全保障に資する場合に限定した上で厳格に審査して例外化は認めない」旨の政府による説明がある中で、今回の同三原則の運用指針の一部改正はこの説明に反するとの考えに対する防衛装備庁の見解
- ウ 同運用指針の変更のみで例外化が認められることにより際限なく防衛装備品の移転が可能となることへの懸念に対する岸防衛大臣の見解
- エ 今回提供する防衛装備品等は政府が提供の根拠とする自衛隊法 116 条の 3 で譲渡対象物として想定する不用品には該当しないとの考えに対する防衛省の見解
- オ 同条で規定する開発途上地域についての決定基準及びウクライナの同地域への該当の有無
- カ 平成 29 年の自衛隊法改正で同条が盛り込まれた際に、紛争当事国への装備品の提供が可能との説明がなかったにもかかわらず、同条により現在交戦中のウクライナに対して装備品を提供できる理由
- キ ロシアと交戦状態にあるウクライナに対して武器を提供することによりわが国が紛争の当事者の立場に身を置くことになる可能性に対する政府の見解

斎藤アレックス君（国民）

- (1) ロシアによるウクライナ侵攻

- ア ロシアによるウクライナ侵攻がもたらす我が国の安全保障環境の変化についての政府の所見
- イ 考えられる日本有事のシナリオの内容とこれに対する防衛省の準備状況

(2) 日米地位協定の改定

- ア 日米同盟が我が国及び極東の防衛にとって重要であるとの認識の下での日米地位協定及びその改定の必要性についての林外務大臣の見解
- イ 我が国の主権が十分に担保されていない現在の状況下における同協定の改定の必要性についての林外務大臣の見解

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）

- ・ 岸防衛大臣から趣旨の説明を聴取しました。